

事務連絡  
平成19年5月30日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

中国産食品のサイクラミン酸に係る検査命令対象製造者について

標記については、「食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について」（平成19年3月30日付け事務連絡）の別添1の1の別表3によりお知らせしたところですが、今般、輸入者の自主検査においてサイクラミン酸が検出されたことから、別表3に下記の製造者を追加し、別紙のとおり改正するので御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願ひします。

記

QIONGDAO COFFEE GENERAL FACTORY